

昭和四十五年法律第百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二章 一般廃棄物

第二節 一般廃棄物処理業 (一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

注) 一般廃棄物の広域認定を受けた者は、「その他環境省令で定める者」に当たり、上記の許可を受けずに一般廃棄物として引き取った消火器の収集運搬や処分を行うことができます。